障生第1208号

令和元年５月17日

各障がい児通所支援事業所代表者　様

大阪府福祉部障がい福祉室

生活基盤推進課長

障がい児通所支援事業所における安全管理の徹底について

日頃から本府障がい福祉行政の推進について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事件が発生しました。

これを受け、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局保育課の連名により、保育中の事故防止及び安全対策について、保育所保育指針（平成29年厚生労働大臣告示第117号）に示す取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知するよう、事務連絡「保育所等での保育における安全管理の徹底について」が発出されているところです。

障がい児通所支援事業所におかれましても「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、施設外も含めた支援の提供中の事故等の防止に向けた安全対策について、引き続き徹底を図っていただきますようお願いいたします。

通知等については障がい児支援指定事業者のページに掲載しております。下記リンクよりご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/.html>

【担　当】

大阪府　福祉部　障がい福祉室

生活基盤推進課　指定・指導グループ

TEL　06-6941-0351 （内線24８2）

（直通）06-6944-6026

FAX　06-6944-6674